

京都市告示第 4 1 0 号

地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 項の規定に基づき，地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として，次のとおり認可したので，同条第 1 0 項の規定により告示します。

平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

東弓矢町内会

2 規約に定める目的

会は，東弓矢町住民が自主的な共同活動によって，弓矢町の伝統を守り，福祉の増進と親睦を図るとともに，安心安全な街づくりを推進し，かつ，六原自治連合会と連携を密にして，良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的として，次の活動を行う。

(1) 運動会，文化活動等住民相互の親睦を図る行事の開催に関すること。

(2) 防災，防犯，防火及び交通安全に関すること。

(3) 慶弔等の際の互助に関すること。

(4) 清掃活動及びごみ処理等に関すること。

(5) 所有する資産の維持管理及び運営に関すること。

(6) 会の伝統行事に関すること。

(7) その他会の目的に必要な事業及び連絡に関すること。

3 区 域

京都市東山区松原通大和大路東入弓矢町のうち，東弓矢町と呼称される地域で弓矢町 5 5 番地から同 7 7 番地までの区域。ただし，5 6 番地，5 7 番地，5 8 番地，5 9 番地，6 0 番地，6 1 番地，6 2 番地，6 3 番地，6 4 番地，7 1 番地及び 7 2 番地は除く。

4 主たる事務所

京都市東山区松原通大和大路東入弓矢町 6 9 番地 1

5 代表者の氏名及び住所

岡部平八郎

京都市東山区松原通大和大路東入弓矢町 6 9 番地 1

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

平成25年12月9日

(文化市民局地域自治推進室)